

第1 総論（はじめに）

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等を相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年（2012年）4月に、病原性が高い新型

第1 総論（はじめに）

インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 新型インフルエンザ対策に係るこれまでの本県の取組

本県では、特措法の制定以前から、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「徳島県新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成18年1月に「徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成21年10月に「徳島県業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成21年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、本県においても、患者の全数報告を中止した平成21年7月23日までに40人が罹患した。これは全国的に見ても低い水準にとどまったが、この新型インフルエンザ（A/H1N1）を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応状況等について、多くの知見や教訓等が得られた。県においては、この知見や教訓等を踏まえ、平成23年11月に「徳島県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定している。

今般、平成25年4月に施行された特措法、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「関西防災・減災プラン（感染症対策編）」（以下「プラン感染症対策編」という。）との整合を図りつつ、これまでの県の取組を踏まえ、新たな「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）の策定を行う。

4 徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定趣旨

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定（地方）公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、県行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

5 鳥インフルエンザとの関係

鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合の対応については、県行動計画の参考として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。